






## ●梅水晶事件

知財高裁 令和 5 年 9 月 6 日		
令和 5(行ケ)10028 審決取消請求事件		
当事者	原告: サブ水産(株) 被告: 特許庁長官	判決要旨: 「梅水晶」の語が本願指定商品に使用された場合、需要者はサメ軟骨又はその代替として用いられる鶏軟骨等を梅肉で和えた惣菜の料理名等を一般的に指す名称であると認識するものといえるため、本願商標は需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標と認められる、などとして識別力は認められなかった。 また、「梅水晶」の名称は原告が考案したなどの事実は認められたものの、一定期間使用され当該商品と同種商品等を指す一般名称となり、それが自他商品を識別する標章としての機能を喪失することはあり得るとして、商標法 3 条 1 項 6 号に該当する(と解し得ないことにはならない)とも判断された。
対象商標	本願商標 <b>梅水晶</b> (標準文字)  第 29 類「サメ軟骨の梅肉和え」ほか	
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 6 号)	

## ●濱事件

知財高裁 令和 5 年 9 月 20 日		
令和 5(行ケ)10041 審決取消請求事件		
当事者	原告: リゾートトラスト(株) 被告: 特許庁長官	判決要旨: 本願商標及び各引用商標につき、自他役務の識別標識としての機能を強く果たす部分(要部)を「濱」とした上で、それぞれ外観において類似し、「ハマ」の称呼及び観念を共通にする、などとして全体的に役務の出所について誤認混同を生じるおそれのある類似商標と判断された。  コメント: 指定役務(「飲食物の提供」との関係で、「濱」の文字の識別力は弱く、普通に使用されているからこれ自体は識別機能を有さない旨主張し、それに沿う証拠も提出されたようであるが、この点は採用されなかった。
対象商標	本願商標   引用商標 1.  2. <b>寿司処 濱</b> (標準文字)	
結論	類似(商標法 4 条 1 項 11 号)	


●POPPO 事件

知財高裁 令和 5 年 11 月 15 日		
令和 5(行ケ)10060 審決取消請求事件		
当事者	原告: (株)大分からあげ 被告: 特許庁長官	判決要旨: 「POPPO」の部分の本願商標の要部としたうえで、引用商標 1 とは、外観においては相違するが、特定の観念を生じずとも称呼を共通にし、外観の相違は称呼の共通性による印象を凌駕するほどの顕著なものとは認められないなどとして、また、引用商標 2 とは、特定の観念を生じないものの外観上似通った印象を与えるもので、称呼を同一とするものであるなどとして、それぞれ類似商標と判断された。
対象商標	本願商標  引用商標 1.  2. 	
結論	類似(商標法 4 条 1 項 11 号)	

●本體九鬼神流棒術事件

知財高裁 令和 5 年 7 月 26 日		
令和 3(ワ)26704 損害賠償請求事件		
当事者	原告: A 被告: (株)ピー・イー・ピー・ジャパン	判決要旨: DVD や雑誌といった商品に被告標章が表示された点につき、これらは収録されている対象に関する説明をするもので、商品の出所を示すものとはいえないから、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができる態様により使用されていないものといえるとして、商標権侵害は認められなかった。
対象商標	原告商標権 1. 本體九鬼神流棒術 ほか 被告標章 1. 九鬼神流 ほか	コメント 商標権のほか、不競法、肖像権の問題も争われたが、権利侵害は認められなかった。他方、出版契約に基づく請求については一部認められた。
結論	非侵害(商標法 38 条 1 項等) 出版契約に基づく請求一部認容	

●Pioneer 控訴事件

東京地裁 令和 5 年 11 月 1 日		
令和 5(ネ)10044 商標権に基づく差止請求権不存在確認請求控訴事件		
当事者	控訴人: : オンキヨーホームエンターテイメント (株) 破産管財人 X 被控訴人: ハイオニア(株)	判決要旨: 本件商標権の通常使用権契約の解約後、引き続き在庫商品を販売できるとの合意期間も既に経過したため、本件商標を付した在庫商品を販売すれば、本件商標権の侵害と認められる旨判断された。
対象商標	本件商標 	コメント: 結論としては、当サイト 2023 年 6 月分に掲載の原審(令和 4(ワ)18610)と同様である。
結論	侵害(商標法 36 条 1 項等)	

●AirWair 控訴事件

東京地裁 令和 5 年 11 月 9 日		
令和 5(ネ)10048 販売差止等請求控訴事件		
当事者	控訴人: (株)エムティ企画 <sup>*</sup> 被控訴人: エア・ウェア インターナショナル リミテッド <sup>*</sup>	判決要旨: 被控訴人商品の全体の形態が周知の商品等表示に該当するとして、控訴人各商品に係る差止請求及び廃棄請求を全部認容すべきと判断された。
対象商標	被控訴人商品   控訴人商品 1.  2. 	コメント: 被控訴人(一審原告)が「Dr. Martens」「ドクターマーチン」のブランドの靴等を販売する英国法人である。 結論としては、当サイト 2023 年 4 月分に掲載の原審(令和 2(ワ)31524)と同様であるが、控訴審では被控訴人商品の特徴の認定が細くなされた。なお、原審で判断された商標権に基づく請求は、選択的併合関係にあるとして今回は判断されなかった。
結論	侵害(不競法 2 条 1 項 1 号等)	